

令和元年10月15日(火) 岐阜県発表資料						
所 属 名	担当係	担当者	電話番号			
農政部	次長	長尾 安博	直通 058-272-1976 FAX 058-278-2680			
家畜防疫対策課	課長	高井 尚治	直通 058-272-8446 FAX 058-278-3531			

## 豚コレラ発生に係る搬出制限区域の解除について

9月22日に、恵那市内の養豚場で発生した豚コレラ(県内22例目)について、防疫措置完了後17日が経過したことから、国との協議の結果、下記のとおり搬出制限区域を解除するとともに、消毒ポイントを一部閉鎖します。

記

## 1. 搬出制限区域の解除日時

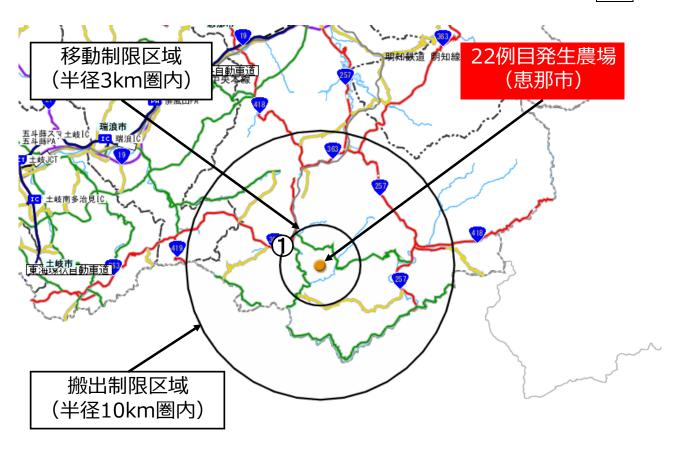
令和元年10月16日(水) 午前0時

## 2. 消毒ポイントの変更

搬出制限区域の解除に伴い終了する消毒ポイント(1箇所)

	施 設 名	住 所	消毒方法	消毒対象
1	山岡振興事務所	恵那市山岡町上手向 1228-1	動力 噴霧機	畜産関係 車両のみ

※ 継続する消毒ポイントの場所は、別紙地図を参照。



## 継続する消毒ポイント(1箇所)

施設名	住 所	場所	消毒方法	消毒対象
明智振興事務所	恵那市明智町843-1	1	動力 噴霧機	畜産関係 車両のみ

※豚コレラまん延防止のため自主的に設置している県内5箇所の消毒ポイントについては、 搬出制限区域解除後も継続されます。

参考 「豚コレラまん延防止のための自主消毒ポイントの設置について」 URL

https://www.pref.gifu.lg.jp/sangyo/chikusan/kachiku-eisei/11437/CSF-shodoku-pointo-0325.html